

# 18歳以上の中等度難聴の方に 補聴器の購入費を 助成します



聴力の低下により日常生活に支障をきたしている中等度難聴者の補聴器の装用を促進し、コミュニケーション能力の維持・向上による介護予防、認知症の発症・進行予防、健康増進を図ります。また、補聴器装用の効果について検証するため、アンケート調査を実施します。

## 対象者

身体障害者手帳交付の対象とならない聴力の方で、以下のすべての条件を満たす方

- 1 市民税非課税世帯で、18歳以上の市民
- 2 両側の耳の聴力レベルが40 dB以上の方（身体障害者手帳交付対象となる方を除く）
- 3 医師により補聴器装用の必要性を認める意見書をもらえる方
- 4 過去にこの事業による助成を受けていない方

## 助成額

補聴器購入費用の2分の1以内（上限2万円）

## 注意事項

- 事前の申請が必要です（購入後の申請はできません）。裏面をご確認ください。
- 助成の対象となる補聴器は、医療機器認定を取得したものに限りです。
- 補聴器の付属品単体での購入、修理、部品交換、調整等の費用は対象外です。
- 助成は、予算の範囲内で行います。

## その他（アンケート調査への協力）

補聴器購入前と、購入からおおよそ1年後に、アンケート調査にご協力いただきます。

## 問い合わせ

## 申請方法

### ① 申請書等の準備

- 高齢福祉課窓口やホームページで以下の書類を準備します。
- あわせて、ご自身が非課税世帯であること確認します。
  - ・ 助成申請書（様式1）
  - ・ 医師意見書（様式2）
  - ・ アンケート調査

### ② 「医師意見書」の準備

- 耳鼻咽喉科を受診し、申請の対象となるか相談します。
- 対象となる場合は、「医師意見書」の作成を依頼します。
  - ※ 診察料は自己負担です。「医師意見書」の作成料については、市内の耳鼻咽喉科では経費はかかりません。市外の医療機関を受診する場合は、各医療機関にご確認ください。

### ③ 補聴器の見積書の準備

- 補聴器販売店に②で作成した「医師意見書」を持参し、購入する補聴器の見積書の作成を依頼します。
  - ※ 助成の対象となる補聴器は、医療機器認定を取得したものに限りします。
  - ※ 見積書様式の指定はありませんが、補聴器明細のわかるものとします。

### ④ 申請

- 高齢福祉課へ以下の必要書類を提出します。
  - ・ 助成申請書
  - ・ ②で作成した「医師意見書」
  - ・ ③で作成した補聴器の見積書
  - ・ アンケート調査

「助成決定通知書」と「実績報告及び請求書」が郵送で届きます。

### ⑤ 補聴器の購入

- 助成決定通知書が届いたら補聴器を購入し、領収書を受け取ります。
  - ※ ③で見積書を作成した機器を購入してください。
  - ※ 領収書は、補聴器明細、購入した日付、価格のわかるものとします。

### ⑥ 助成金の請求

- 高齢福祉課へ以下の必要書類を提出します。
  - ・ ⑤で届いた「実績報告及び請求書」（様式5）
  - ・ ⑤で受け取った領収書の写し
- ※ 助成金のお支払いは口座振込です。書類の内容を確認後、30日程度でご指定の口座に振り込まれます。